湯浅町定住促進奨励金制度について

建設課　管理係　☎64・1124

定住促進と地域の活性化を図るため、湯浅町内に住宅を新築又は購入しようとする若年層の方を対象に住宅取得の支援を実施します。来年3月までに完成が見込まれる方は、ぜひお申し込みください。

○奨励金

30万円（ただし、予算の範囲内です）

○申し込み

9月30日（水）までに建設課へお申し込みください。

（奨励金を受けられる場合は、事前協議が必要です。）

○奨励金を受ける要件等は次のとおりですが、その他詳しくは建設課管理係☎64・1124までお問い合わせください。

奨励対象となる要件

【申請者要件】

①申請日において湯浅町に定住の意志を持って居住していること。

②申請者が40歳未満であること。ただし、婚姻している夫婦の場合、いずれかが40歳未満であること。

③取得した住宅の所有者が申請者本人であること。ただし婚姻している夫婦の場合は、夫婦のいずれか又は、共有であること。

【住宅要件】

①指定期間内に住宅を湯浅町内に新築又は売買（建売住宅、中古住宅）により取得したもの。

②玄関、居室、便所及び台所を備えており、延べ床面積50平方メートル以上のもの。

③併用住宅の場合は、店舗・事務所等の部分を除いた住宅部分で①、②の条件を備えるもの。

平成27年度地域活性化補助金

まちづくり企画課　まちづくり企画係　☎64・1112

湯浅町の地域活性化のため、民間団体等が実施する「自ら考え自ら行うまちづくり・まちおこし事業」に要する経費について補助金を交付します。

◆補助対象者

活動の拠点が湯浅町内にあり、かつ主に湯浅町内において活動を行っている民間団体等（政治団体、宗教団体、営利を目的とした団体は除く。）

◆補助対象事業

①地域再生や地場産品の開発、観光振興等、まちづくり・まちおこしの推進を図る事業

②その他地域の活性化に資するものと町長が認める事業

◆補助対象事業に係る要件

①国、県、町及びその他財団の負担金又は補助金を受けるものでないこと

②構造物の設置、備品の購入等の施設整備事業でないこと

③恒常的に実施している既存事業でないこと

④実施による成果が特定のものにのみ寄与すると認められる事業でないこと

◆交付の対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち、次に定めるものを除いた経費とする。

①総会に要する経費

②構成員の親睦に要する経費

③構成員に対する報酬、謝礼に要する経費

④その他補助金を交付することが適当でないと認められる経費

◆補助率

補助金の額は、対象団体につき補助対象経費の2分の1以内かつ50万円以内

◆申込期間：7月24日(金)まで

※申込期間終了後、提出された書類を審査の上、交付決定します。

詳しくは
まちづくり企画課まで